

質問書

2023年2月1日

「スリランカ国起業とビジネス、リーダーシップ及びネットワークの強化を通じた女性の経済的エンパワメント促進プロジェクト」

(公示日:2023年1月18日/公示番号 22a00812) について、質問と回答は以下の通りです。

通番号1から23は、1/30に回答済です。今回追加で、24から33の回答を行います。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	3. 競争に付する事項 (4) 契約履行期間(予定): 2023年4月 ~ 2027年5月	以下のように契約履行期間は2つに分けています。 第1期: 2023年4月 ~ 2025年4月 第2期: 2025年4月 ~ 2027年5月。 それに関して以下の2点について質問です。 ① 第2期は2025年4月からと書いてありますが、第1期は2025年3月まで、第2期は2025年4月から開始されるのではないのでしょうか。	① 契約履行期間は記載のとおりです。プロポーザルの内容及び契約交渉によって変更の可能性があります。 ② 契約期間と協力期間は異なり、契約履行期間は記載のとおりです。契約期間は契約交渉にて最終決定いたします。

		② 企画競争説明書には「契約履行期間（予定）：2023年4月～2027年5月」と記載されています。しかし、討議議事録のAnnex1の（4）Period of the Projectに「Fours years from March 2023 to March 2027 (tentative)」と記載されていますので、契約履行期間が2027年3月までにした方が良いのではないのでしょうか。	
2	第3条 プロジェクトの概要 （5）主な活動	長期専門家が担当する4-1から4-7までの活動関連経費（ワークショップ開催費等）は長期専門家の予算から拠出されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	第6条 実施方針及び留意事項 （6）「女性の経済的エンパワメント促進モデル」の制度化	「本事業では女性省が実施している職員向けの研修プログラムに、 <u>本事業が提案するモデルの実施に向けた研修を組み込む</u> 」との記載がありますが、組み込まれるべき研修は、P30「（19）研修講師のトレーニング（TOT）」と同じものを指しているという理解でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	第6条 実施方針及び留意事項 （7）Women Development Officer（WDO）の能力強化	「本事業ではWDOの能力強化に向けて、WDOのジェンダー視点からの現状分析や事業の計画・立案、モニタリング・評価能力を養い、民間を含む多様な機関と連携してパ	ご理解のとおりです。

		<p>イロット活動を実施するとともに、これらの取り組みを通じて得られた知見や教訓、効果的な支援アプローチや手法をガイドラインとして取りまとめ、<u>その実施と普及に向けた研修を実施する</u>」との記載がありますが、この研修は、P30「(19) 研修講師のトレーニング(TOT)」と同じものを指しているという理解でよいでしょうか。</p>	
5	<p>第7条 業務の内容 <<第1期>> (12) 対象郡の選定</p>	<p>女性／女性グループを対象にしたパイロット事業は計54事業、一村一品プログラムは10村を対象にするということですが、受益者の人数でいうと、おおよそ何名くらいを想定されているのでしょうか。</p>	<p>直接受益者について、女性／女性グループを対象にしたパイロット事業は、女性個人の場合は1事業につき1名、女性グループの場合は1事業につき10名程度です。Saubagya 一村一品プログラムは地域によって受益者人数に差がありますが、1事業100名程度を想定しています。</p>
6	<p>第7条 業務の内容 <<第1期>> (18) Saubagya 一村一品プログラムとの連携</p>	<p>「事業実施の支援として機材供与等を行うことを想定しているが、Saubagya 一村一品プログラムでは事業予算の50%を受益者負担としており、本パイロット活動においても同方法に従い受益者負担を求める。」との記載がありますが、機材を含めた全ての事業予算のうち、50%が受益者負担、残りの50%はプロジェクト負担(機材については定額計上対象の理解)という認識でよいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。住民負担は住民による道具などの現物や労働力の形で提供されるのが一般的です。</p>

		か。	
7	第7条 業務の内容 <<第1期>> (18) Saubagya 一村一品プログラムとの連携	「対象グループを選定後、女性／女性グループへの支援と同様にベースライン調査を実施する」とありますが、エンドライン調査はプロジェクトでは支援しないという理解でよろしいでしょうか。	記載が分かりづらく申し訳ございませんでした。エンドライン調査も実施します。
8	脚注 15	パイロット活動のモニタリングのための燃料費を計上する必要があるとのことですが、モニタリングのための移動手段（車両）はスリランカ側によって投入されるという理解でよろしいでしょうか。その場合、モニタリングの燃料費のみプロジェクト負担、その他の活動に発生する WDO の交通費は、討議議事録の Annex3 に記載の通り、スリランカ側の投入であるという理解で良いでしょうか。	パイロット活動のモニタリングのための燃料費とは、WDO が普段使っている交通手段（一般的にバイク）で移動する場合に必要なものを対象とします。移動手段はスリランカ側が準備します。その他の事業に係る活動も、スリランカ側で投入できない場合を想定して積算下さい。
9	P9~P11 (4) 成果及び (5) 主な活動	成果1の活動には WDO の現状と課題を把握するための調査が含まれていないが、それは活動4-2で長期専門家が実施するとの理解でよいか。	長期専門家は主に WAS 活性化の観点から WDO の役割における現状と課題を調査します。WDO の現状と課題については先行事業の個別専門家報告書もご参照下さい。
10	P10、P20、P24	一村一品プログラムのジェンダー主流化活動を加えたことによって、PDM の活動の文言に修正が必要となるという理解でよいか。 (women/ women's group の部分に、OVOP	PDM の修正は必要に応じて検討します。R/D 本文に記載のとおりパイロット活動に一村一品プログラムが事業対象に含まれることは実施機関と合意されています。

		group を追記) ＝選ばれる 10 村では、男女住民がともに活動するものであり、そのジェンダー主流化をおこなうという理解である。	
11	P 10-11. P16 P11	成果 4 で長期専門家が策定、実施するアクションプランについて、31 の活動は社会課題の解決を目指し、基本的には、女性の経済的エンパワメント（起業とビジネス）に係る活動が含まれていない、という理解でよいか？ また、その活動を行う特定の郡の選定クライテリアは？	成果 4 で WDO が策定、実施するアクションプランについては、女性の経済的エンパワメントを含む可能性があります。郡選定の具体的なクライテリアは、案件開始後、長期専門家が検討の上決定します。
12	P16 (9) 国家プログラムへのジェンダー視点の導入	国家プログラムである一村一品活動は、現状では、ビジネスプロバイダーが雇用されているか。	把握している範囲では、Saubagya 一村一品プログラムでビジネスプロバイダーが雇用されている情報はありません。
13	P.37-39 4. 見積書作成にかかる留意事項 (1) 契約期間の分割について (4) 定額計上について	本案件は 2 期あることから、各期間分及び全体分の見積りを提出する必要があると理解しております。 「(4) 定額計上について」の項で記載されている 3 項目（第 1 期、第 2 期合計分のみ掲載）は、各期間分をどのように計上すればよろしいでしょうか。	定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。
14	p.21 第 7 条 業務の内容	パイロット事業は、①と②、及び③とも、2 期を通じた合計数は明記されています。	①と②併せて第 1 バッチで 18 事業、第 2 バッチで 36 事業となります。③については、事業開始

	<p>《第1期 2023年4月～2025年4月》</p> <p>(12) 対象郡の選定</p>	<p>第1期第2期に関し、①と②、③、それぞれのパイロット事業の数は、決まっていますか？</p>	<p>後に Saubagya 開発局と調整の上実施スケジュールを決定するため、現時点で期事の数はきまっていません。</p>
15	<p>P13</p> <p>冒頭3行</p> <p>プロジェクト実施チーム図</p>	<p>「女性省傘下の Saubagya 開発局が行う Saubagya 一村一品プログラムは、コロンボの Saubagya 開発局と共に方針を策定する」と記載があります。また、プロジェクト実施チーム図では、同開発局と「協働」と記載されています。同局との間で、本プロジェクトのパイロット事業に関する文書はありますか？あれば拝見できますか？</p>	<p>パイロット活動に関する文書は R/D に記載した他はございません。</p>
16	<p>P.36</p> <p>(2) 業務量目途と業務従事者構成案</p> <p>1) 業務量の目途</p> <p>3) 渡航回数 の目途</p>	<p>2期に分けての契約となるのですが、業務量約49人月、渡航回数全36回というのは、契約期間計48カ月を通した合計値という理解で正しいでしょうか。</p> <p>48カ月の期間の業務量として比較的少ないように思われたので、念のため確認させていただきます。</p>	<p>全契約期間の業務量、渡航回数となります。</p>
17	<p>P.13</p> <p>(3) 長期専門家との役割分担</p>	<p>長期専門家が担当する第三国研修について情報交換や調整を行う旨記載がありますが、本案件で想定されている女性の経済的エンパワメントに係る分析の参考とさせていただきたいため、現時点で第三国研修の実施国</p>	<p>第三国研修の実施国は未定です。候補国としては、女性の生計向上グループの好事例があるインドを考えております。</p>

		が決まっていたらご教示いただけますと幸いです。	
18	13 ページ (3) 長期専門家との役割分担	長期専門家の任期が2年間とありますが、プロジェクト後半の2025年4月以降は、受注者が直接WASと連携することになるでしょうか。あるいは後任の長期専門家が引き続きWASを担当されることになるでしょうか。	長期専門家の帰任後は、WASと直接連携する活動は想定していません。長期専門家の後任の配置はありません。
19	16 ページ (10) 女性組織(WAS:Women Action Society)の活性化	WASの全般的な状況(「地域女性の10～20%しかメンバーになっておらず、若い世代のメンバーが少ない状況」(16ページ最下段))と比較して、アンパラ県、モナラガラ県のWASについて特に顕著な点、例えば両県のWASの地域女性の組織率や年齢構成、特筆すべき事項等があればお教え頂けると幸いです。	アンパラ県、モナラガラ県のWASについても、地域女性の10～20%がメンバーであり、若い世代のメンバーが少ない状況となっております。WASについての具体的な状況については、配布資料もご参考にして頂ければ幸いです。
20	17 ページ (12) WASの規約の見直しと改正(長期専門家による取組み)	「女性省が定めているWASの現行規約(Constitution)は、地域の女性たちを取り巻く現状やニーズにそぐわない内容がある」というのは具体的にはどのような内容でしょうか。	具体的な内容についてはプロジェクト開始後に長期専門家が詳細を確認することとなっておりますが、現行の規約は1980年代に策定され現在の状況にそぐわない部分が多々あるため、女性省から見直しの必要性を提起されたことに基づく活動です。長期専門家の活動に含まれる、WASの現状と課題についての調査を基に、WASの活性化のために必要な内容を規約に盛り込むことを

			予定しています。
21	21 ページ (12) 対象郡の選定	「アンパラ県、モナラガラ県から第一バッチ 6 郡 18 事業、第二バッチ 12 郡 36 事業の計 54 事業を対象とする」とありますが、54 事業は念頭に置いている事業がすでにあるでしょうか。また、「③Saubagya 一村一品プログラムの対象郡は協力期間全体で 10 村を対象とする」とありますが、この 10 村はすでにプログラムに参画している村も含むのでしょうか。	対象事業は現時点で念頭に置いている事業はありません。また、Saubagya 一村一品プログラムの 10 か村は、新規にプログラムに参画する村を想定しています。
22	39 ページ (6) 特殊傭人費について	「コロombo、アンパラ県、モナラガラ県での現地スタッフ (3 名)、およびアンパラ県、モナラガラ県でのアシスタントスタッフ (2 名) の傭上を可能とする」とありますが、ここで言う「現地スタッフ・アシスタントスタッフ」は英語・タミル語・シンハラ語通訳を指すのか (兼務するのか)、あるいは現地スタッフ及びアシスタントスタッフに加えて現地での通訳傭人が可能か、いずれでしょうか。	通訳の兼務を想定しています。必要に応じてこれらスタッフに加えて通訳の傭上も可能です。
23	39 ページ (6) 特殊傭人費について	特殊傭人 (アシスタントスタッフ) として、大学生を活用することは可能でしょうか (もちろん学業との調整が可能であることが前	業務上支障がないとご判断される場合可能です。

		提で)。	
	以下、追加質問回答		
24	<p>第7条 業務の内容 <<第1期>> (17)対象となる女性/女性グループの支援 ②パートナー機関との連携</p> <p><<第2期>> (9)対象となる女性/女性グループの支援 ②パートナー機関との連携</p>	<p>パイロット活動の実施にあたり、資機材などの初期投資費用は定額計上の対象という理解です。それ以外に発生する費用(例:商材、消耗品)についてはスリランカ側の負担という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>仮にプロジェクト側も負担する場合、1事業に対してどのくらいの予算を想定しておりますでしょうか。目安がございましたらご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>女性企業家・女性グループ向け活動は上限600千円、一村一品プログラムは1,000千円を想定しています。商材や消耗品については、基本的には受益者負担を想定しています。必要性・妥当性が確認できれば初期投資の段階でプロジェクト予算から拠出できます。</p>
25	<p>第7条 業務の内容 <<第1期>> (19)パイロット活動のモニタリング (20)パイロット活動の経験共有</p>	<p>左記(19)、(20)の活動の対象には、Saubagya 一村一品プログラムとの連携で行う10事業は含まれないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>Saubagya 一村一品プログラムとの連携事業においても、WDOは関与するため、こちらの2活動についても Saubagya 一村一品プログラムとの連携事業は含まれます。</p>
26	<p>第7条 業務の内容 <<第2期>> (18)研修モジュールの作成</p>	<p>こちらの研修用教材一式のページ数(ボリューム感)、研修日数など想定されているものがございましたらご教示ください。</p>	<p>ボリューム感や研修日数は現時点で具体的な想定はありません。女性省の既存の研修スキームを確認した後に、ガイドラインの内容も踏まえて決定することとなります。</p>
27	<p>第7条 業務の内容 <<第2期>> (18)研修モジュールの作成</p>	<p>研修モジュールの作成に活動において想定されているカウンターパートは誰になるでしょうか。また、現時点で想定されているカ</p>	<p>部署や人数については既存の研修の実施体制を確認した後に決定することになりますが、研修を担当している女性局・計画局の担当官を想定して</p>

		ウンターパートの部署、人数等をご教示いただけますでしょうか？	います。
28	脚注 22	<p>必要に応じて情報共有会議参加者の交通費、宿泊、日当を支給するとの記載がありますが、討議議事録の Annex3 の PDM では、国内のセミナー・研修の WDO、政府職員への謝金、日当、交通費はスリランカ側の投入であると記載されております。これに関して以下の 3 点について質問です。</p> <p>① スリランカ側が負担する上記費目に宿泊費も含まれるのでしょうか。</p> <p>② 国内のセミナー・研修以外の会合（JCC 含めた会議、ワークショップ等）でもスリランカ側から政府職員へ上記費目の支払いがされるのでしょうか。</p> <p>民間関係者への上記費目の支払いはプロジェクトが行うことになるのでしょうか。また、その場合の日当・宿泊費・交通費の目安をご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>1. 宿泊費も含まれます。現実的にスリランカ側で負担が難しい場合、プロジェクト側で負担する場合があります。</p> <p>2. スリランカ側負担です。1. 同様、スリランカ側で負担が難しい場合、プロジェクト側で負担する場合があります。</p> <p>3. 民間関係者の旅費等についてはパイロット活動における技術指導等を想定しているため、定額計上の初期投資費用に含まれます。</p>
29	2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託	現地再委託が認められる「ニーズ・リソースマッチング調査」には、成果 1 にかかる全ての調査が対象という理解で良いでしょうか	ご理解のとおりです。

		か？	
30	2. 業務実施上の条件 (5) 対象国の便宜供与	<p>Wi-Fi の便宜供与は無いとのことですが、討議議事録の Annex3 の PDM のスライランカ側の投入で、執務スペースにはインターネット環境が付帯されていると記載されています。これについて以下の2点について質問です。</p> <p>① インターネット環境（インターネットは開通している）はあるものの、ルーター等の Wi-Fi 設備が整っていないということでしょうか。</p> <p>スリランカ側が提供する執務スペースにインターネット環境が整っているということは、インターネットの通信費用を日本側が負担する必要はないということでしょうか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ご理解のとおりです。執務スペースのインターネット環境はあるものの、回線スピードが遅い可能性があります。回線スピードが不十分で Wi-Fi 設備を別途導入する必要があったとしてもその便宜供与はないということになります。 2. 執務スペースのインターネットについては、その通信速度が不十分なため業務に影響する可能性があります。日本側で負担をする場合があるため、積算に含めて下さい。
31	4. 見積書作成にかかる留意事項 (4) 定額計上について	<p>P31 (4) 「機材調達に係る業務」において、ビジネス実施における資機材調達やタブレット端末などの調達が予定されている」と記載されておりますが、これらの費用は、P 39 の「女性/女性グループへの供与機材、初期投資費用」の 32,400 千円に含まれるのでしょうか。</p>	<p>1 つ目のご質問はご理解のとおりです。WDO 向けのタブレット等は「女性/女性グループへの供与機材、初期投資費用」に含まれませんので別途積算下さい。</p>

		<p>また、P.24 において、「デジタル環境にはない参加女性/女性グループ、及び県 WDO、選定された郡の WDO に対しては、必要に応じてタブレットと Wi-Fi を供与する」と記載されておりますが、WDO に対するタブレットと Wi-Fi の供与についても「女性/女性グループへの供与機材、初期投資費用」に含まれているという理解で良いでしょうか。</p>	
32		<p>カウンターパートが国内出張をする際の日当・宿泊費はスリランカ側から支払われるのでしょうか。日本側が支払う必要がある場合、その単価をご教示ください。</p>	<p>現実的にスリランカ側で負担が難しい場合、プロジェクト側で宿泊費のみ負担する場合があります。</p> <p>日本側で支払う前提で、別見積りにて 1 日 6,000 円を積算ください。</p>
33		<p>本プロジェクトでは貴機構より業務用車両が貸与されるのでしょうか。その場合、貸与車両の台数をお知らせください。それとも業務での移動は借上車両を基本とするのでしょうか。</p>	<p>業務用車両の貸与・供与はありませんので、借り上げ車両を積算下さい。</p>